

民法（債権関係）改正審議を受けての消費者契約法の検討課題

2014.9.17 沖野眞已

1 民法（債権関係）改正審議の状況

民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案、部会決定（平成 26 年 8 月 26 日）

平成 26 年 9 月 8 日 法務省HPにて公開

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900227.html>

※意見等の送付先の記載、あり。

「第 28 定型約款」については決定留保（【P】マーク）

今後の予定

これまでの検討事項についての取扱い

→ 事務局資料「民法（債権関係）改正の議論における消費者契約関係論点の状況」

2 問い

①民法改正において要綱仮案に盛り込まれたのを受けて、消費者契約法において特有の手当てをすべきもの（「特則」を設けるべきもの）があるか。

②民法改正において審議がされたが最終的に要綱仮案に盛り込まれなかったもので、消費者契約法において手当てすべきものがあるか。

（ア）本来は一般法であるが、一般法で規定が設けられない場合には、少なくとも消費者契約法では規律を置くべきもの

（イ）一般法で規律を置くとともに、消費者契約法においても特有の規律を置くべきものであるが、少なくとも消費者契約法では規律を置くべきもの

③要綱仮案（明文化される規定およびその基礎となる考え方）を受けて、「整備」すべき消費者契約法の規定があるか。

※①、②は、実質改正の、③は、整備的改正の課題である。

※①②において（特に①と②（イ）との間、②（ア）と（イ）の間では）、それぞれは、その内容において、必ずしも截然と区別できるわけではない。

3 項目一覧

→ 事務局資料「民法（債権関係）改正の議論における消費者契約関係論点の状況」（+）

4 基本的な考え方

(1) 「消費者契約の特則」について

「消費者契約の特則」については、一般原則の見直しを前提に特則を設けるもの（時効期間に関する合意など）があり、これについては、一般原則が導入されなくなった以上は消費者契約の特則を設ける必要もなくなる。しかし、「消費者契約の特則」の項目の多くは、民法典に「消費者」「消費者契約」の概念を導入することに対する反対も大きく与って、民

法には規定されないという態度決定がされた面がある。これを踏まえると、基本的には、消費者契約の特則として検討課題の遡上にあがった事項については、消費者契約法において規定を設けるべきではないかについて検討する必要がある。

5 基本解釈指針（知識・情報等の格差に配慮する解釈理念）

中間試案では、「消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）のほか、情報の質及び量並びに交渉力の格差がある当事者間で締結される契約に関しては、民法第1条第2項及び第3項その他の規定の適用に当たって、その格差の存在を考慮しなければならないものとする。」という規律が掲げられていたが、最終的には、要綱仮案では設けられていない。

消費者契約法においては、目的規定（1条）においてうたわれている事項であるが、消費者契約における信義則、権利濫用その他の規定の適用や、契約の解釈等（あるいは、本法その他の消費者契約に関する規定の適用）にあたり、目的規定にうたわれている、情報の質・量、交渉力の格差を考慮しなければならない旨の、一般規定を設けることが考えられる。

6 契約締結過程・意思表示

（1）意思能力

意思能力の概念を「その法律行為をすることの意味を理解する能力を有して」という形で、当該法律行為に即した理解能力であることを明文化することが検討されていたが、要綱仮案では、明文化はされていない。

検討項目

・例えば、不当勧誘行為に関する規律や、いわゆる適合性原則などを考える際に、「その法律行為をすることの意味を理解する能力」を有しない場合には意思無能力であること、それを備えていない中での意思決定、意思表示は、拘束力を有しないことを踏まえる必要がある。

（2）錯誤

検討項目

・消費者契約において、事業者によって消費者に「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要な」錯誤が惹起された場合に、（1）イ、（2）の要件にかかわらず、錯誤取消しを認める規定の要否・適否

・情報提供義務とその違反の効果としての取消し

（参考）要綱仮案（※以下も同様。また、「第○・△」は要綱仮案の項目番号を指す。）

錯誤（民法第95条関係）（第3・2）

民法第95条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 意思表示は、次のいずれかの錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

ア 意思表示に対応する意思を欠くもの

イ 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反するもの

(2) (1)イの錯誤による意思表示の取消しは、当該事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

(3) (1)の錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次のいずれかに該当するときに除き、(1)による意思表示の取消しをすることができない。

ア 相手方が、(1)の錯誤があることを知り、又は知らなかったことについて重大な過失があるとき。

イ 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

(4) (1)による錯誤による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

(3) 詐欺

現行法の不実告知等の取消しについては、民法上の詐欺取消しとの連続性が強い。消費者契約法における不実告知等については、それが第三者によって行われた場合につき、一定の範囲での読み替え規定が設けられている(5条)。

検討項目

・第三者詐欺についても類似の規律を設ける(事業者の認識を問わず、取消しを認める)必要はないか。

・差止めなど、消費者契約法の規律が、消費者契約法のみを受けた形となっているところについて、民法の諸規定をも受ける形とする必要はないか。(詐欺取消、公序良俗違反、強行規定違反など)

(参考)

詐欺(民法第96条関係)(第3・3)

民法第96条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。(民法第96条第1項と同文)

(2) 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

(4) 契約締結過程における情報提供義務

中間試案では「契約締結過程における情報提供義務」として、基本的には、契約交渉過程における情報収集は各当事者の責任であることを明らかにしつつ、一定の事情下(下記)

においては、各当事者が情報の収集と伝達を相手方に期待することができる（効果は損害賠償）旨の規律を設ける考え方が提示されていた。

契約の当事者の一方がある情報を契約締結前に知らずに当該契約を締結したために損害を受けた場合であっても、相手方は、その損害を賠償する責任を負わないものとする。ただし、次のいずれにも該当する場合には、相手方は、その損害を賠償しなければならないものとする。

- (1) 相手方が当該情報を契約締結前に知り、又は知ることができたこと。
- (2) その当事者の一方が当該情報を契約締結前に知っていれば当該契約を締結せず、又はその内容では当該契約を締結しなかったと認められ、かつ、それを相手方が知ることができたこと。
- (3) 契約の性質、当事者の知識及び経験、契約を締結する目的、契約交渉の経緯その他当該契約に関する一切の事情に照らし、その当事者の一方が自ら当該情報を入手することを期待することができないこと。
- (4) その内容で当該契約を締結したことによって生ずる不利益をその当事者の一方に負担させることが、上記(3)の事情に照らして相当でないこと

消費者契約の場合には、代表的な場面にあつては、通常消費者の契約締結の意思決定に影響を与える事情が、上記(1)(3)(4)を満たすものと考えられる。

検討項目

- ・ 契約締結過程における「一定の情報」についての事業者の情報提供義務
- ・ 効果との対応（情報提供義務違反の類型（例えば、単純な不作為と不実の情報提供、故意の不告知・不提供）化、情報との対応、の可能性）
- ・ 提供すべき情報の細分化・具体化

情報の収集に関する責任分担の基準

給付、重要な契約条件、特に不利益を課す契約条件・・・など

（・不実の情報提供の場合の第三者の範囲）

(5) 無効・取消し

無効・取消し（による無効）の効果

無償行為の場合の善意者、意思無能力者について、新たに、原状回復・利得返還の範囲の縮減（「現受利益」の限度での返還）の規律が設けられる。これは、善意者の場合には「その給付が自分の財産に属すると考えており、費消や処分後に現存利益を超える部分の返還

義務を負うとするとこのような期待に反することになるから」であり（有償契約の場合には給付の均衡が優先する。）、意思無能力者の場合には制限行為能力者と同様の要保護性があると考えられるからである。

詐欺などの行為による取消しの場合の返還範囲については、特別の規律は設けられていない。

検討項目

・理解や判断の能力の不十分さに着目した規律に対応して、消費者の返還範囲について現存利益に縮減する必要はないか。(3)に準ずる事情として切り出すものはないか。

・特に役務の場合には、一部買取を強制することになりかねないことを踏まえる必要がある。

・現存利益への縮減を当然とすることができるか、正当化できるか。むしろ、考慮要素(事業者の行為態様、消費者の主観的態様、消費者の理解・判断能力…)を掲げて、返還請求の制限という形とすべきか。

・契約の締結の意思決定に対する事業者の行為態様と並んで、費消に関する事業者の行為態様について、考慮要素とする必要はないか。

(参考)

法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果(第5・1)

法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

(2) (1)にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること(給付を受けた後に民法第121条本文の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること)を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

(3) (1)にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

(6) 無効の範囲

契約の一部にのみ無効原因がある場合の規律については、明文化が見送られている。また、その目的において密接に関連している複数の契約のうち1つの契約が無効であるときの他の契約の効力についての規律も、明文化が見送られている。

検討項目

・消費者契約法の取消し、無効の規律に即して、無効となる範囲について、明確にすべきではないか。

・消費者契約においては、全部無効を基本とすべきではないか(契約は無効であるとしたうえで、一部にのみ無効原因があり、その一部のみで消費者の契約目的が達成できる場合にはその一部のみを無効とする旨の規律など)。

(7) 追認

法定追認について、民法第125条の規律に、法定追認事由として、「弁済の受領」及び「担保権の取得」を付け加えることが検討されたが、要綱仮案では、見送られている。

検討過程において、「取消権を有する側の当事者の意思にかかわらず相手方が弁済や担保

権を押しつけることによって意思表示の有効性が確定するおそれがあるという懸念が示され、「例えば、追認権者が弁済を受けるつもりがないのに口座に代金が入金されたり、目的物が自宅に配送されたりしただけで追認の効果が生ずると、取消権を行使する余地が不当に制約されるという懸念」が示されたことを踏まえる必要がある。

検討項目

・法定追認の規定の適用を排除すべきか。取消権の期間制限との見合いがあるものの、法定追認は典型的に追認の意思を推認させる行為であるがゆえに法定追認事由とされているのであり、消費者の該当行為については、少なくとも、擬制ではなく推定にとどめるべきではないか。無効主張や取消権行使の実効性を確保するためには、追認そのものを要求することが望ましいのではないか。

7 約款

要綱仮案では保留とされているため（第28、【P】）、内容は不確定ではあるものの、約款の定義、契約内容を構成するための要件と契約内容を構成する範囲、約款を構成する条項の解釈、内容規制・不当条項規制における約款であることの考慮（考慮要素に掲げるかどうか）、（変更の規律についての具体化）など、民法に約款の規定が設けられた場合にも、消費者契約法において別途規律を設ける要否および適否について検討する必要がある。

民法の規定の仕方によっては、現行法との整備が必要となる可能性もある。

8 契約内容

条項の解釈に関する規定（特に、消費者契約の場合の事業者不利の解釈準則）のほか、契約の解釈に関する一般規定についても、設けられないこととなった。

契約内容の確定が重要な作業であることにかんがみると、その場合の基本原則について手がかりを置くことが考えられる。

検討項目

- ・消費者契約の解釈における基本理念や考慮要素を示す必要はないか。
- ・条項の解釈について、特に約款の場合に、想定顧客層の理解と、当該顧客の理解との関係を示す規律を設ける必要はないか。
- ・想定顧客層の理解を基準として、内容の理解可能性を欠く条項が無効であることを示す必要はないか。
- ・事業者不利の解釈準則

9 債務不履行に対する救済

債務不履行責任の規定が整序されたのに伴い、消費者の救済（事業者の義務・責任）を制限する条項についての、現行法8条の見直しが必要となる。

軽過失免責の定式化

事業者の損害賠償責任の一部免責条項（8条1項2号）

「当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるもの」に限定する、現行法の定式は、民法上の「債務者の責めに帰すべき事由」についてこれを故意又は過失と置き換え、かつ、いわゆる履行補助者責任もこの中に含めて考える、かつての通説の理解に整合的である。

要綱仮案は、明文は置いていないものの、その審議過程においては、このようなかつての通説の立場に対して批判的な見解が支配的であった。この点はなお解釈に委ねられることになるといっても、伝統的な通説に依拠した定式を明文で残すことが適切かは検討する必要がある。

要綱仮案では、「契約…及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由」という定式が採用されている（第11・1）。このもとの、従来「軽過失免責」と称されてきた場合をどう定式化するかが問題である。

故意・過失という概念を用いること、当該事業者とともにその代表者・使用する者の故意・過失を並列することのそれぞれについて、適否が問題となる。

「故意又は過失」という表現は要綱仮案でも採用されているが、債務不履行における「債務者の責めに帰すべき事由」の概念に関してではない。

なお、2号については上記のとおり再検討の必要があるが、これに対し、4号については不法行為責任であるから同列とする必要はない。

（また、そもそも、帰責事由ある債務不履行について免責する条項が不当条項であることには変わりなく、軽過失による一部免責条項はいわゆるグレーリストには掲げられるべきものである。）

「債務者の責めに帰すべき事由」は通常、有無が問題となり、程度という概念がなじむのか。むしろ、帰責事由ある債務不履行という枠で程度をとらえるべきか。（「当該債務不履行につき契約及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰すべき程度が軽微である場合」（を除く）とするなど。これに対し、債務者の責めに帰すべき事由に程度概念を容れるなら、「契約及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰すべき事由による債務の不履行が軽微である場合」（を除く）とするなど。）

「債務者の責めに帰すべき事由」ある債務不履行から独立させる可能性。

瑕疵担保責任の扱い

8条1項5号、2項関係

瑕疵担保責任の規定は、売買、請負ともに、「契約の内容に適合しないものであるとき」の売主や請負人の義務として規律される。

検討項目

- ・「瑕疵」概念の定式化

消費者契約が有償契約である場合において、引き渡された目的物（請負契約にあつては仕事の目的物）が「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき」

・瑕疵担保責任としての損害賠償責任についての規定の要否

そもそも、契約不適合が債務不履行の一種であり、損害賠償は債務不履行の一般則によることからすると、損害賠償責任について瑕疵担保責任の場合を並列して掲げることの適否および要否

・追完との関係

買主の追完請求権・売主の追完義務が規定され、その請求は損害賠償請求を妨げないことが明文化されることをふまえたとき、追完義務（責任）が定められているならば損害賠償責任の全部免責条項が効力を持ちうる（当然に無効とはならない）という規律自体が、不適切ではないか。債務不履行責任としての損害賠償責任（例えば、一部遅滞の場合と全部遅滞の場合）についての規律との整合性。

・代金減額請求権や解除権を制限する条項への対応

・請負契約における瑕疵担保責任については、「民法第640条の規律を改め、請負人は仕事の目的物が契約の趣旨に適合しないことについての責任を負わない旨の特約をした場合であっても、目的物の引渡時（引渡しを要しない場合には、仕事の終了時）に仕事の目的物が契約の趣旨に適合しないことを知っていたときは、その責任を免れることができないものとする」ことが検討され、この限りでは、了解に至っていたとみられるが、売買に関する572条の見直しの要否やそれとの整合性の点から問題があるとして、見送られている。

消費者を注文者とする請負契約において、事業者である請負人（または下請負人等）が目的物の引渡時（引渡しを要しない場合には、仕事の終了時）に仕事の目的物が契約の趣旨に適合しないことを知っていたときの免責条項の効力を否定する規律の要否および適否

（さらに、消費者を買主とする売買契約において、事業者が目的物の契約内容の不適合を知っていたときの免責条項の効力）

（参考）

債務不履行による損害賠償とその免責事由（民法第415条関係）（第11・1）

民法第415条の規律を次のように改めるものとする。

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が、契約その他の当該債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

売主の追完義務（第30・3）

(1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる

る。ただし、その不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(2) (1)本文の規定にかかわらず、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

買主の代金減額請求権（第30・4）

買主の代金減額請求権について、民法第565条（同法第563条第1項の準用）の規律を次のように改めるものとする。

(1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

(2) 次のいずれかに該当するときは、買主は、(1)の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

ア 履行の追完が不能であるとき。

イ 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行をしないでその時期を経過したとき。

エ アからウまでの場合のほか、買主が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(3) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合において、その不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、(1)及び(2)の規定による代金の減額を請求することができない。

損害賠償の請求及び契約の解除（第30・5）

損害賠償の請求及び契約の解除について、民法第565条及び第570条本文の規律を次のように改めるものとする。

3(1)及び4の規定による権利の行使は、第11の規定による損害賠償の請求及び第12の規定による解除権の行使を妨げない。

権利移転義務の不履行に関する売主の責任等（第30・6）

権利移転義務の不履行に関する売主の責任等について、民法第561条から第567条まで（同法第565条及び期間制限に関する規律を除く。）の規律を次のように改めるものとする。

3から5までの規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合及び売主が買主に権利の全部又は一部を移転しない場合について準用する。

買主の権利の期間制限（第30・7）

(1) 民法第570条本文の規律のうち期間制限に関するものを、次のように改めるものとする。

売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合の事実を知った時から1年以内に当該事実を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際に目的物が契約の内容に適合しないものであることを知っていたとき又は知らなかったことにつき重大な過失があったときは、この限りでない。

(2) 民法第564条（同法第565条において準用する場合を含む。）及び第566条第3項を削除するものとする。

仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任（第35・2）

(1) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の修補請求権（民法第634条第1項関係）

民法第634条第1項の規律を次のように改めるものとする。

仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、目的物の修補を請求することができる。

(2) 仕事の目的物が契約の内容に適合しないことを理由とする解除（民法第635条関係）

民法第635条を削除するものとする。

(3) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の注文者の権利の期間制限（民法第637条関係）

民法第637条の規律を次のように改めるものとする。

請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡した場合（引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合）において、注文者がその不適合の事実を知った時から1年以内に当該事実を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由とする修補の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人が引渡しの際（引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時）に目的物が契約の内容に適合しないものであることを知っていたとき又は知らなかったことにつき重大な過失があったときは、この限りでない。

(4) 仕事の目的物である土地工作物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の存続期間（民法第638条関係）

民法第638条を削除するものとする。

10 契約各則

(1) 消費貸借契約における、借主による、金銭等の受領前の解除のときの損害賠償、期限前弁済のときの損害賠償の範囲

要綱仮案では、諾成的消費貸借の明文化に伴い、金銭等の交付前の借主の任意解除権とそれが行使されたときの借主の損害賠償責任が定められる。この場合の損害賠償については、特に、消費者金融において、次の点が指摘されていた。「借主の解除によって貸主に生ずる損害の内容としては、貸付金の調達コスト等のいわゆる積極損害が考えられるが、例えば消費者金融の場面を想定すると、貸主である消費者金融業者は一般に多数の小口貸付

けを行っているため、借主が受領を拒否した金銭を他の顧客に対する貸付けに振り向けること等によって特段の損害が生じないことも多いと考えられる。事前に賠償額の予定がされていることもあり得るが、その場合には民法第90条や不当条項規制の問題として処理すべきものと思われる。以上の理解は、諾成的消費貸借を認めている現在の判例法理の下でも同様であるとの指摘があるが、他方で、特に消費者金融などの場面においては借主の損害賠償義務を観念するのは相当でないとの指摘もある。」(中間試案補足説明)

要綱仮案ではこのような指摘をふまえつつも、損害の有無・額については個々の事案における解釈・認定に委ねるという立場がとられている。ここには、消費者や消費者契約の概念を民法典には導入しないという基本的な態度決定の結果、特に懸念される消費者金融の場合の損害賠償の範囲についても民法としては、解釈に委ねるとせざるを得なかったという事情がある。したがって、この点については、消費者契約に特有の規律が別途設けられることが望まれる。

検討項目

・消費者契約一般を対象とすることでよいか、それとも、事業としてまたは事業のために金銭の貸付けをする事業者と消費者との間の金銭消費貸借に限定すべきか。

そうでない法人や団体が貸付けをする場合がどの程度あるか、稀であり、また、利益取得を期待することはいっそう稀であるとすると、消費者契約一般を対象とすることでよいのではないか。

・消費者金融においては、他の契約や顧客への貸付や運用に回すことができないほど多額の借入れは想定しがたい。とはいえ、常に損害はない、と言えるかどうか。そこまでは言えないというのであれば、およそ損害賠償請求はできない(消費者は損害賠償責任を負わない)という規律内容としたうえで、特別な事情があるような場合には、個別に契約に定めを置く必要があり、そのうえでそれ自体は不当条項規制のスクリーニングを受ける、という規律も考えられる。もっとも、損害賠償請求はできない、という規律としたときには、それによるコスト分が他の契約の利率において考慮されることになるであろうから、紛争を生じさせるコストとの見合いで考えると、およそ、損害賠償責任を負わないという規律が望ましいのではないか。

・金銭交付前解除の場合と期限前弁済の場合とが同じ規律でよいか。金銭交付前解除の場合についてはおよそ損害賠償請求はできないが、期限前弁済についてはデフォルト・ルールとしてはできないとする規律とすることなどが考えられるか。

・規定の性格に関して、「事業者を貸主、消費者を借主とする金銭消費貸借において、金銭交付前に消費者が契約を解除した場合に事業者がそれによる損害を賠償できるとする条項」を不当条項とするなど、部分的には不当条項による手当てが可能であるが、何ら契約に定めがないときに損害賠償範囲について解釈に委ねられたままになる。そのため、消費者契約におけるデフォルト・ルール(むしろ特定の契約類型についての強行規定)として規定を設けるのでなければ全面的な対応は図れないのではないか。

(参考)

第32 消費貸借

消費貸借の成立等（民法第587条関係）（第32・1）

民法第587条に次の規律を付け加えるものとする。

- (1) 民法第587条の規定にかかわらず、書面による消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその引渡しを受けた物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。
- (2) 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、(1)を適用する。
- (3) (1)の消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、当該契約の解除によって貸主に損害が生じたときは、貸主は、その損害の賠償を請求することができる。
- (4) (1)の消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

利息（第32・4）

利息について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。
- (2) (1)の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。

期限前弁済（民法第591条第2項・第136条第2項関係）（第32・6）

民法第591条第2項の規律を次のように改めるものとする。

借主は、いつでも返還をすることができる。当事者が返還の時期を定めた場合において、借主がその時期の前に返還をしたことによって貸主に損害が生じたときは、貸主は、その損害の賠償を請求することができる。

(2) 寄託契約における寄託者による目的物交付前の解除と損害賠償

抽象的には、消費貸借の場合と同様の問題がありうる。もともと、消費貸借の場合に比し、現実には問題が生じる場面は少ないと推察される。

検討項目

整理の一貫性を問題とするか、現実の必要性に応じた特則を考えるか。

(参考)

寄託契約の成立（民法第657条関係）（第38・1）

(1) 要物性の見直し

民法第657条の規律を次のように改めるものとする。

寄託は、当事者の一方が相手方のためにある物を保管することを約し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

(2) 寄託者の解除権

寄託者の解除権について、次のような規律を設けるものとする。

寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、当該契約の解除によって受寄者に損害が生じたときは、受寄者は、その損害の賠償を請求することができる。

(3) 無償寄託における受寄者の解除権

無償寄託における受寄者の解除権について、次のような規律を設けるものとする。

無償の寄託の受寄者は、寄託物を受け取るまでは、契約の解除をすることができる。ただし、書面による寄託については、この限りでない。

(4) 寄託物が引き渡されない場合における受寄者の解除権

受寄者の解除権について、次のような規律を設けるものとする。

有償の寄託又は書面による無償の寄託の受寄者は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しを催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができる。

(3) 委任・準委任の解除の場合の損害賠償

・消費者である委任者の任意解除の場合の事業者である受任者の「損害」について「専ら報酬を得ることによるものを除く」とすべきか。

(・事業者である受任者の任意解除権)

(参考)

委任契約の任意解除権（民法第651条関係）（第36・3）

民法第651条第2項の規律を次のように改めるものとする。

民法第651条第1項の規定による委任の解除が次のいずれかに該当するときは、その解除をした者は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

(1) 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

(2) 委任者が受任者の利益(専ら報酬を得ることによるものを除く。)をも目的とする委任を解除したとき。

(4) 役務提供契約における任意解除権、継続的契約における中途解約権

役務提供契約類型の創設と任意解除権の明文化、準委任の規定の見直しが順次検討されたが、要綱仮案には盛り込まれていない。現行法のもとでも、準委任の場合には委任における任意解除権の規律が準用され、また準委任類似の契約についてはその類推適用の余地がある。また、役務提供を内容とするもののほか、継続的契約における消費者の中途解約権は、消費者契約の特則の1つとして検討されていた。

(5) 賃貸借契約における原状回復義務の範囲

通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化については、原状回復義務の範囲から除外されることが明文化される。本来、これらは賃料によって手当てされるべきものだからである。

消費者契約の場合には、不意打ち性が強いこと、個別合意によって賃料その他の条件と見合いとすることも考えにくい（対応関係が不透明である）ことから、強行規定として明文化すべきであるという見解が強い。

検討項目

- ・全面的に強行規定とせず、経年変化と通常損耗を分け、通常損耗については異なる合意の余地を認めることも考えられなくはない。上記の考慮からすると、全面的に強行規定とすることが適切ではないか。
- ・不当条項として規律することが考えられる。強行規定として設けることも考えられる。

(参考)

賃貸借終了後の取去義務及び原状回復義務（民法第616条・第598条関係）（第33・13）

民法第616条（同法第598条の準用）の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、賃貸借が終了したときは、その附属させた物を取去る義務を負う。ただし、賃借物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。
- (2) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに附属させた物を取去ることができる。
- (3) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この(3)において同じ。）がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(6) 敷金返還の範囲

敷金について明文の規律が設けられ、敷金とは、「いかなる名義をもってするかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭」であり、「賃貸借が終了し、かつ、賃借物の返還を受けたとき…は、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭債務の額を控除した残額を返還しなければならない」ことが定められる。

経年変化や通常損耗についての原状回復義務（またはその負担）を消費者である賃借人に課す条項が無効とされる場合に、敷引条項の効力の問題も生じる。

検討項目

・この点は解釈に委ねることによいか。(潜脱防止の観点や、法律関係の明確化の観点から)「賃借物を受け取った後に通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗、賃借物の経年変化とそれら以外とを区別することなく、一定額・一定割合を敷金から控除する条項」や「賃借物を受け取った後に通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化による減額について敷金から控除する条項」などを不当条項として掲げることとも考えられる。規律をおいた場合にどのような条項が置かれることになるかの予想、差止めとの関係などを考慮する必要がある。

(参考)

敷金(第33・7)

敷金について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 賃貸人は、敷金(いかなる名義をもってするかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この7において同じ。)を受け取っている場合において、賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき、又は賃借人が適法に賃借権を譲渡したときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭債務の額を控除した残額を返還しなければならない。

(2) 賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭債務を履行しないときは、敷金を当該債務の弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に対し、敷金を当該債務の弁済に充ててを請求することができない。

(7) 消費貸借契約・与信契約における抗弁の対抗

11 その他

暴利行為 → 山本(敬)委員報告

意思表示の到達妨害(第3・4(2))

「正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げた」の具体的内容
協議による時効完成猶予(第7・6(8))

消費者の権利に関して、協議期間を(1年より短いものと)定める条項
契約上の地位の移転(第22)について、消費者の承諾を不要とする条項